

石垣市立伊原間中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 石垣市立伊原間中学校いじめ防止基本方針

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

石垣市立伊原間中学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめの問題克服に向けて取り組むために、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合かつ効果的に推進するため、「伊原間中学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子どもにかかわる問題であることから、子どもが安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて、子どもが十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

石垣市立伊原間中学校は、いじめ防止等のための組織を中核として、校長のリーダーシップの下、一致団結体制を確立し、学校の設置者とも連携の上、学校の実情に応じた対策を推進します。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・校区が広く（小学校4校、13公民館からなる）まとまりにくい傾向がある。
- ・小規模校のため先輩・後輩とのつながりが深く、先輩から冷たくされている、きつくあたられていると感じ、いじめと感じている生徒もいた。
- ・冷やかしやからかい、陰口や悪口等の言葉によるいじめや仲間はずれがみられた。
- ・暴力行為はみられない。

(2) 本校の課題

問題行動は、1年生で多く学年が上がるにつれて落ち着いてくる。うまくコミュニケーションを取ることができずに、いじめと感じて悩む生徒が多いため、円滑な人間関係のあり方や作り方を道徳や特活を中心に学校教育活動全体を通して指導していくことが必要である。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止（未然防止）のための取り組み

- ①いじめ防止等の対策の組織として、校内にいじめ防止対策委員会を設置する。
(校長・教頭・教務主任・生徒指導・教育相談・養護教諭)
- ②人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒たちがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- ③人権教育・道徳教育・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- ④常に危機感を持ち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して改善充実を図る。
- ⑤教職員研修の充実、いじめ相談の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- ⑥教職員の言動で、いじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- ⑦行政等の関係機関と定期的な情報交換を行い、連携強化を図る。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

いじめは、教職員・保護者の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・関係機関が連携し、実態把握に努める。

- ①生徒の声に耳を傾ける。(アンケート調査、教育相談等)
- ②生徒の行動を注視する。(チェックリスト、ネットパトロール等)
- ③保護者との情報を共有する。(手紙・通信物・電話・家庭訪問・保護者会等)
- ④行政等の関係機関と日常的に連携する。(行政等の関係機関との情報共有等)

(3) いじめが起きたときの対応

いじめ問題が生じた時には、校内のいじめ防止対策委員会で詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。

- ①いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ②いじめ問題を担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ③必要に応じて、スクールカウンセラーや福祉等の専門家等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努める。
- ④学校は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- ⑤いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省、謝罪をさせる。
- ⑥犯罪行為に対しては、早期に教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
- ⑦警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子どもの健全な成長を促すことを目的に行う。
- ⑧じめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- ⑨ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める指導を図る。

4 重大事態の対応についての留意事項

(1) 重大事態とは

- ①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- ②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」
(年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ①速やかに石垣市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ②学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断します。当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行います。
- ③事案によっては、マスコミの対応も考えられるので、対応の窓口を明確にして適切な対応に努めます。